

安城市における建築物に附置する駐車施設に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月23日

安城市長 三星元人

安城市規則第11号

安城市における建築物に附置する駐車施設に関する条例施行規則の一部を改正する規則

安城市における建築物に附置する駐車施設に関する条例施行規則（昭和53年安城市規則第5号）の一部を次のように改正する。

様式第1を次のように改める。

様式第1（第2条関係）

駐車施設設置（変更）届出書

安城市長

			届出日	年 月 日			
駐車施設設置者	住所						
	氏名			電話			
連絡先	氏名			電話			
対象となる建築物	所在地						
	名称			延床面積	m ²		
附置する駐車施設の台数	区画の規模別		建築物の敷地内①	建築物の敷地外②	合計① + ②	附置義務台数	
			3. 5 × 6 m以上	台	台	台	台
			2. 5 × 6 m以上	台	台	台	台
	2. 3 × 5 m以上		台	台	台	台	
	機械式		台	台	台		
合計		台	台	台	台		
建築物の敷地外駐車施設	所在地						
	敷地外とする理由						
	使用承諾者	住所					
氏名							
添付書類							
1 付近見取図（縮尺1／2，500） 2 建築物及び駐車施設の配置図及び各階平面図 3 附置義務台数計算表 4 駐車施設の構造図（機械式の場合に限る。） 5 適応車種一覧表（機械式の場合に限る。） 6 土地使用承諾書（建築物の敷地外駐車施設の場合であって、土地所有者が異なるときに限る。）							

注意

- 1 太枠の中のみ記入してください。
- 2 変更の届出をする場合は、変更後の内容を記入し、変更前の事項を括弧書で付記してください。
- 3 機械式は、安城市における建築物に附置する駐車施設に関する条例第8条第3項の規定により市長が認めるものに限りです。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。